

平成 27 年 9 月 29 日

## シナネン株式会社等の 産業競争力強化法に基づく事業再編計画の変更を認定しました

経済産業省は、平成 27 年 3 月 27 日付けで認定したシナネン株式会社等の「事業再編計画」について、平成 27 年 9 月 15 日付けで、同社等から提出された認定事業再編計画の変更申請に基づき、本日付けで変更を認定しました。

### 1. 事業再編計画の変更認定

経済産業省は、シナネン株式会社等から平成 27 年 9 月 15 日付けで提出された認定事業再編計画の変更申請について、産業競争力強化法第 25 条第 1 項に基づき、本日付けで事業再編計画の変更認定を行いました。

### 2. 事業再編計画の実施時期(変更なし)

開始時期 平成 27 年 4 月 ~ 終了時期 平成 29 年 3 月

### 3. 事業再編計画内の事業構造の変更

(1)シナネン株式会社を分割会社とする会社の分割(吸収分割)に係る承継会社の変更

(変更前)シナネン分割準備会社株式会社

(変更後)品川ハイネン株式会社

(2)事業再編計画に品川ハイネン株式会社を分割会社とする会社の分割(吸収分割)の追加

(分割会社)品川ハイネン株式会社

(承継会社)ミライフ西日本株式会社

### 4. 申請者の概要

名 称:シナネン株式会社

資 本 金:15,630 百万円

代 表 者:代表取締役社長 崎村 忠士

本社所在地:東京都港区海岸一丁目 4 番 22 号

※ほか、ミライフ株式会社、ミライフ東日本株式会社、ミライフ西日本株式会社の3社

(参考)法律・関連した支援制度の詳細は下記特設 URL をご覧ください。

[http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyouka/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/index.html)

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁 石油流通課長 佐合

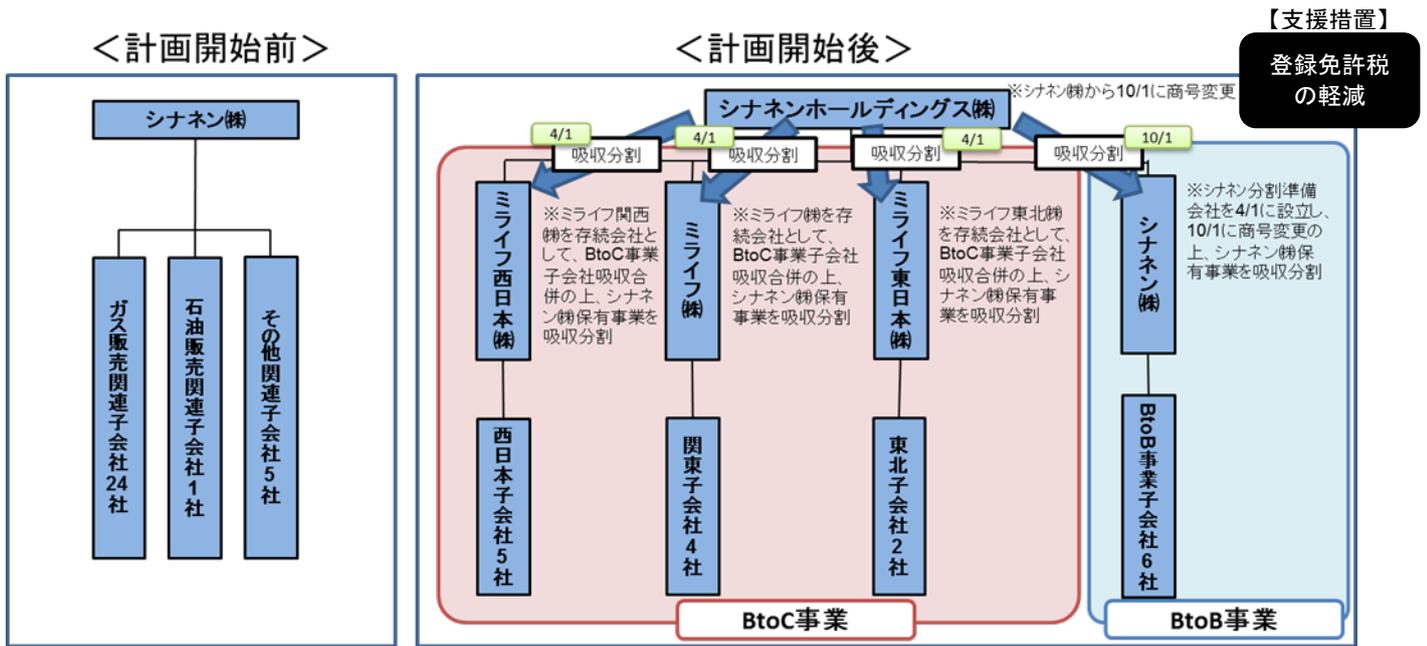
担当者:高野、鈴木

電 話:03-3501-1320(内線 4661)

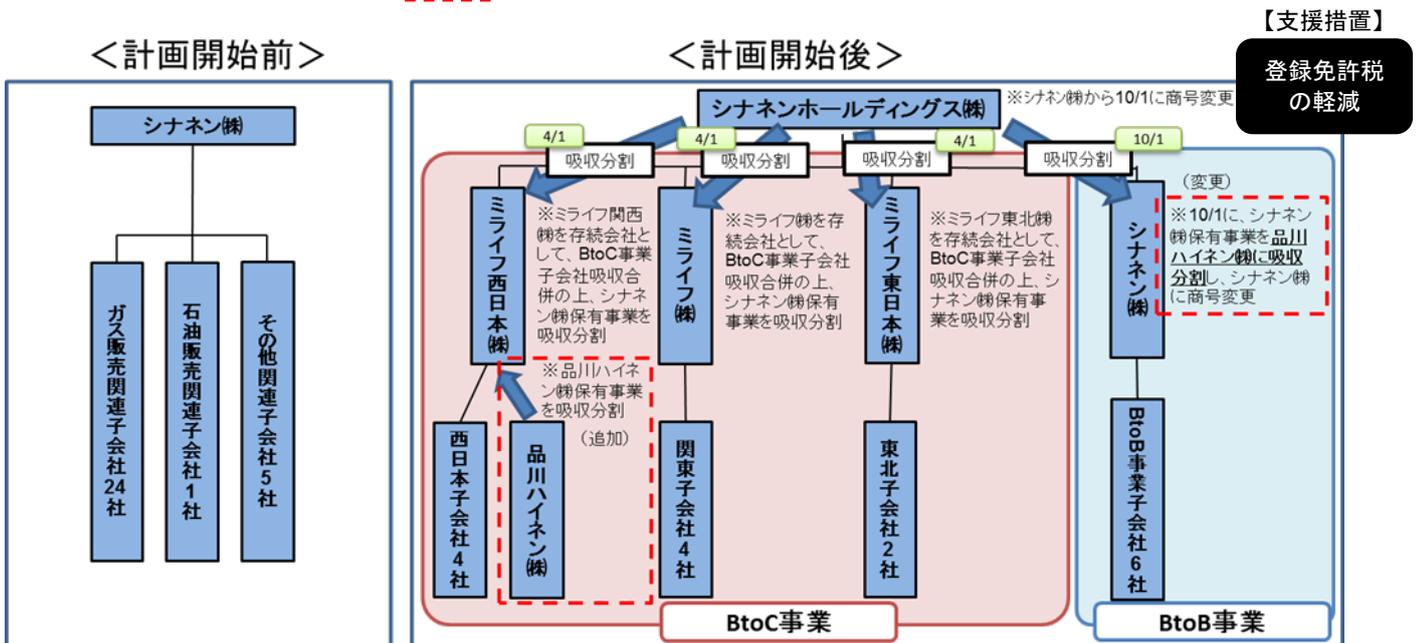
シナネン(株)等の「事業再編計画」変更のポイント

シナネン(株)は、平成27年10月1日付けで石油卸売事業等をシナネン分割準備会社(株)に吸収分割することを予定していたが、今回、新たに品川ハイネン(株)の事業をミライフ西日本(株)に吸収分割した上で、シナネン(株)の石油卸売事業等を品川ハイネン(株)に吸収分割し、品川ハイネン(株)をシナネン(株)に商号変更することとした。

(変更前の事業再編計画)



(変更後の事業再編計画) (変更) が変更部分



**【生産性の向上】**

- ・変更なし（修正ROAを平成29年3月までに2.4%向上させる。）

**【財務の健全性】**

- ・変更なし（有利子負債／キャッシュフロー ▲8.4倍、経常収支比率 102.2%）

**【新商品の開発】**

- ・変更なし（新商品の売上高を計画最終年度（平成28年度）において、総売上高比 1.1%以上とする。）

**【計画の実施期間】**

- ・変更なし（平成27年4月～平成29年3月）

様式第二十一（第14条関係）

変更後の認定事業再編計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日  
平成27年3月27日
2. 変更後の認定事業者名  
変更なし
3. 変更後の認定事業再編計画の目標
  - (1) 事業再編に係る事業の目標  
変更なし
  - (2) 生産性の向上を示す数値目標  
変更なし

4. 変更後の認定事業再編計画に係る事業再編の内容
  - (1) 事業再編に係る事業の内容

変更前	変更後
<p>(事業の構造の変更) ・シナネン株式会社を分割会社とする会社の分割（吸収分割）</p> <p>&lt;承継会社&gt; 名称：シナネン分割準備会社株式会社 （平成27年4月1日設立予定、平成27年10月1日にシナネン株式会社へ商号変更予定） 住所：東京都港区海岸一丁目4番22号 代表者氏名：代表取締役 田口 政人 資本金 合併前：40,000,000円 合併後：40,000,000円</p>	<p>(事業の構造の変更) ・シナネン株式会社を分割会社とする会社の分割（吸収分割）</p> <p>&lt;承継会社&gt; 名称：品川ハイネン株式会社 <u>（平成27年10月1日にシナネン株式会社へ商号変更予定）</u> 住所：石川県金沢市佐奇森口95番地 <u>（平成27年10月1日に東京都港区海岸一丁目4番22号に移転登記予定）</u> 代表者氏名：代表取締役 西村 文雄 資本金：96,000,000円</p> <p>・品川ハイネン株式会社を分割会社とする会社の分割（吸収分割） &lt;分割会社&gt; 名称：品川ハイネン株式会社 <u>（平成27年10月1日にシナネン株式会社へ商号変更予定）</u> 住所：石川県金沢市佐奇森口95番地 <u>（平成27年10月1日に東京都港区海岸一丁目4番22号に移転登記予定）</u> 代表者氏名：代表取締役 西村 文雄 資本金：96,000,000円</p> <p>&lt;承継会社&gt; 名称：ミライフ西日本株式会社 住所：大阪府門真市三ツ島六丁目14番15号 代表者：代表取締役 大西 則彰 資本金</p>

	<u>分割前：90,000,000円</u> <u>分割後：90,000,000円</u>
--	--

(2) 事業再編を行う場所の住所

変更前	変更後
名称：シナネン株式会社 住所：東京都港区海岸一丁目4番22号	同左
名称：ミライフ株式会社 住所：埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野四丁目3番11号	同左
名称：ミライフ東北株式会社 住所：宮城県仙台市宮城野区扇町四丁目7番30号	同左（平成27年4月1日にミライフ東日本株式会社へ商号変更）
名称：ミライフ関西株式会社 住所：大阪府門真市三ツ島六丁目14番15号	同左（平成27年4月1日にミライフ西日本株式会社へ商号変更）
	<u>名称：品川ハイネン株式会社</u> <u>（平成27年10月1日にシナネン株式会社へ商号変更予定）</u> <u>住所：石川県金沢市佐奇森口95番地</u> <u>（平成27年10月1日に東京都港区海岸一丁目4番22号に移転登記予定）</u>

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項

変更前	変更後
該当なし	名称：品川ハイネン株式会社 （平成27年10月1日にシナネン株式会社へ商号変更予定） 住所：石川県金沢市佐奇森口95番地 （平成27年10月1日に東京都港区海岸一丁目4番22号に移転登記予定） 代表者氏名：代表取締役 西村 文雄 資本金：96,000,000円  ミライフ西日本株が発行済株式の全てを保有しており、関係事業者 <sub>(株)</sub> に該当する。 なお、ミライフ西日本株への全事業の吸収分割、並びにシナネン株のBtoB事業承継後は、シナネン株（平成27年10月1日をもってシナネンホールディングス株に商号変更予定）が全株式を保有し、引き続き関係事業者 <sub>(株)</sub> に該当する。

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表1 事業再編の措置の内容

【変更前】

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第11項第1号の要件		
<p>ロ 会社の分割</p>	<p>①分割会社            名称：シナネン株式会社            （平成27年10月1日をもってシナネンホールディングス株式会社に社名変更予定）            住所：東京都港区海岸一丁目4番22号            代表者氏名：代表取締役 崎村 忠士            資本金：156億30百万円</p> <p>②承継会社            名称：ミライフ株式会社            住所：埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野四丁目3番11号            代表者氏名：代表取締役 椎名 忠聡            資本金：3億円</p> <p>名称：ミライフ東北株式会社            住所：宮城県仙台市宮城野区扇町四丁目7番30号            代表者氏名：代表取締役 中西 信昭            資本金：95百万円</p> <p>名称：ミライフ関西株式会社            住所：大阪府門真市三ツ島六丁目14番15号            代表者：代表取締役 中川 進弘            資本金：10百万円</p> <p>名称：シナネン分割準備会社株式会社            （平成27年4月1日設立予定。また、平成27年10月1日社名を「シナネン株式会社」へ名称変更予定。）            住所：東京都港区海岸一丁目4番22号            代表者氏名：代表取締役 田口 政人            資本金：40百万円</p> <p>④分割予定日            平成27年4年1日            ミライフ株式会社、ミライフ東北株式会社、ミライフ関西株式会社への吸収分割実施</p> <p>平成27年10月1日            シナネン分割準備会社株式会社への吸収分割実施            名称：シナネン分割準備会社株式会社            （同日、シナネン株式会社へ名称変更</p>	<p>租税特別措置法第80条1項第3号（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p> <p>租税特別措置法第80条1項第6号（会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）</p>

	予定。) 住所：東京都港区海岸一丁目4番22号 代表者氏名：代表取締役 田口 政人 資本金 吸収分割前：40百万円 吸収分割後：40百万円	
--	--	--

【変更後】

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第11項第1号の要件		
ロ 会社の分割	<p>・シナネン株式会社を分割会社とする <u>会社の分割</u></p> <p>①分割会社 名称：シナネン株式会社 (平成27年10月1日をもってシナネンホールディングス株式会社に社名変更予定) 住所：東京都港区海岸一丁目4番22号 代表者氏名：代表取締役 崎村 忠士 資本金：156億30百万円</p> <p>②承継会社 名称：ミライフ株式会社 住所：埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野四丁目3番11号 代表者氏名：代表取締役 椎名 忠聡 資本金：3億円</p> <p>名称：ミライフ東北株式会社 住所：宮城県仙台市宮城野区扇町四丁目7番30号 代表者氏名：代表取締役 中西 信昭 資本金：95百万円</p> <p>名称：ミライフ関西株式会社 住所：大阪府門真市三ツ島六丁目14番15号 代表者氏名：代表取締役 中川 進弘 資本金：10百万円</p> <p><u>名称：品川ハイネン株式会社</u> <u>住所：石川県金沢市佐奇森町口95番地</u> <u>代表者氏名：代表取締役 西村 文雄</u> <u>資本金：96百万円</u></p> <p>③分割日 平成27年4年1日 ミライフ株式会社、ミライフ東北株式会社、ミライフ関西株式会社への吸収分割実施</p>	<p>租税特別措置法第80条1項第3号（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p> <p>租税特別措置法第80条1項第6号（会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）</p>

	<p>平成27年10月1日  <u>品川ハイネン株式会社への吸収分割実施</u>  <u>名称：品川ハイネン株式会社</u>  <u>(平成27年10月1日をもってシナネン株式会社へ商号変更予定)</u>  <u>住所：石川県金沢市佐奇森口95番地</u>  <u>(平成27年10月1日をもって東京都港区海岸一丁目4番22号に移転登記)</u>  <u>代表者氏名：代表取締役 西村 文雄</u>  <u>資本金</u>  <u>吸収分割前：96百万円</u>  <u>吸収分割後：96百万円</u></p> <p>・ <u>品川ハイネン株式会社を分割会社とする会社の分割（吸収分割）</u>  <u>①分割会社</u>  <u>名称：品川ハイネン株式会社</u>  <u>(平成27年10月1日をもってシナネン株式会社へ商号変更予定)</u>  <u>住所：石川県金沢市佐奇森町口95番地</u>  <u>(平成27年10月1日をもって東京都港区海岸一丁目4番22号に（同日、本店移転登記。）</u>  <u>代表者氏名：代表取締役 西村 文雄</u>  <u>資本金：96百万円</u></p> <p><u>②承継会社</u>  <u>名称：ミライフ西日本株式会社</u>  <u>住所：大阪府門真市三ツ島六丁目14番15号</u>  <u>代表者：代表取締役 大西 則明</u>  <u>資本金：90百万円</u></p> <p><u>③分割予定日</u>  <u>平成27年10月1日実施予定</u></p>	
--	---	--

5. 変更後の事業再編の開始時期及び終了時期  
変更なし

6. 変更後の事業再編に伴う労務に関する事項

変更前	変更後
(1) 事業再編の開始時期の従業員数（平成27年2月末時点） シナネン分割準備会社(株)：0名 （平成27年4月1日設立、10月1日シナネン(株)へ商号変更予定）	(1) 事業再編の開始時期の従業員数（平成27年2月末時点） <u>品川ハイネン(株)：56名</u> <u>(平成27年10月1日シナネン(株)へ商号変更予定)</u>
(2) 事業再編の終了時期の従業員数 ミライフ関西(株)：126名	(2) 事業再編の終了時期の従業員数 ミライフ関西(株)： <u>180名</u>

<p>シナネン分割準備会社(株)：112名  (平成27年4月1日設立、10月1日シナネン(株)へ商号変更予定)</p> <p>(3) 事業再編に充てる予定の従業員数  ミライフ関西(株)：126名  シナネン分割準備会社(株)：112名  (平成27年4月1日設立、10月1日シナネン(株)へ商号変更予定)</p> <p>(4) (3)中、新規に採用される従業員数  ミライフ関西(株)：なし  シナネン分割準備会社(株)：0名  (平成27年4月1日設立、10月1日シナネン(株)へ商号変更予定)</p>	<p><u>品川ハイネン(株)：112名</u>  <u>(平成27年10月1日シナネン(株)へ商号変更予定)</u></p> <p>(3) 事業再編に充てる予定の従業員数  ミライフ関西(株)：<u>180名</u>  <u>品川ハイネン(株)：112名</u>  <u>(平成27年10月1日シナネン(株)へ商号変更予定)</u></p> <p>(4) (3)中、新規に採用される従業員数  ミライフ関西(株)：なし  <u>品川ハイネン(株)：0名</u>  <u>(平成27年10月1日シナネン(株)へ商号変更予定)</u></p>
--	--

7. 変更後の事業再編に係る競争に関する事項  
該当なし